

## 弁護士費用について

### ○犯罪被害者等法律援助制度

2026年1月13日以降に発生した殺人、重篤な傷害、性犯罪等の被害に遭われた方や御遺族の方が、刑事・民事・行政関連の様々な対応について、弁護士による包括的かつ継続的な援助を受けられるようになりました。

被害届や告訴の手續、警察署への同行、示談交渉、マスコミ対応、損害賠償請求など、被害者参加以外の幅広い支援活動に伴う弁護士費用を国が援助する制度です。

### ○国選被害者参加弁護士制度

刑事裁判に被害者参加人として参加する際の弁護士費用を国が負担する制度です。

### ○愛知県犯罪被害者等法律相談費用助成制度

殺人、傷害、性犯罪等の被害に遭われた方や御遺族の方を対象に、愛知県が弁護士による法律相談を助成する制度です。他の無料法律相談が利用できない場合に利用することができます。

※各種制度には利用条件がありますので、具体的な内容は相談の際にお尋ねください。条件を満たさない場合には、弁護士との協議により費用が決まります。

## 相談窓口のご案内



愛知県弁護士会の犯罪被害に関する法律相談

☎052-571-5100

金曜日13:00～16:00

(祝日・年末年始を除く)

電話相談の相談料は無料です。

公益社団法人被害者サポートセンター

あいちの電話相談

☎052-232-7830

第2・第4水曜日13:00～16:00

(祝日・年末年始を除く)

この時間帯は弁護士による対応が可能です。

電話相談の相談料は無料です。



ひまるん

愛知県弁護士会  
公式キャラクター

2026年2月発行

# 犯罪被害にあわれた方へ

：弁護士はあなたをサポートします：



AICHI BAR  
ASSOCIATION

## 愛知県弁護士会

名古屋市中区三の丸一丁目4番2号

☎052-203-1651 (代表)

<http://www.aiben.jp/>



# ～弁護士による犯罪被害者支援の内容～

## ★ 捜査 ★

- 犯人を処罰してほしい
- ▶ 被害届提出・告訴手続
  
- 事情聴取に来て欲しいといわれた
- ▶ 事情聴取等への付き添い
  
- 捜査状況を聞きたい
- ▶ 警察官・検察官への問い合わせ

## ★ 加害者との関係 ★

- 加害者に慰謝料などを請求したい
- ▶ 加害者への損害賠償請求

## ★ その他 ★

マスコミ対応  
犯罪被害者等給付金の申請手続

## ★ 刑事裁判 ★

- 被害者参加をしたい
- ▶ 被害者参加の申出
  
- 裁判の記録がほしい
- ▶ 刑事記録の閲覧謄写
  
- 裁判を見に行きたい
- ▶ 刑事裁判傍聴の付き添い
  
- 裁判で意見を言いたい
- ▶ 意見陳述等の支援
  
- 被害者参加の代理人をつけたい
- ▶ 被害者参加の支援

※具体的な支援の内容は個々の事件によって異なります。弁護士にご相談ください。



## 被害者参加ってなに？

被害者参加をすると、公判期日に出席したり、検察官に意見を述べたり、被告人に質問したり、証人に尋問したり、事実又は法律の適用について意見を陳述することなどができます。

殺人、傷害、性犯罪、交通事件などの一定の犯罪が対象となっています。

※被害者参加をお考えの場合には、お早めに弁護士にご相談ください。



愛知県弁護士会では、一定の重大な犯罪の被害者の方に対し、一回限り、弁護士が無料で面接して手続などを説明する制度があります。ご希望の方は、一度愛知県弁護士会までお問い合わせください。

☎052-203-1651 (代表)